

令和7年1月23日

市民部

元気21 証明サービスコーナー業務取扱時間変更の試行について

1 変更の理由

従来、時間外勤務にて行っていた開所準備を勤務時間内に行うとともに、職員の勤務時間を固定し、開所直後・閉所間際の繁忙時間に対応するため。

2 変更の内容

(1) 業務取扱時間（窓口・電話対応時間）

変更前 午前10時から午後7時

変更後 午前10時30分から午後7時まで

(2) 職員勤務時間

変更前 早番 10:00～18:45 遅番 10:15～19:00

変更後 10:15～19:00

3 変更日（試行期間）

令和7年6月2日(月)～令和8年5月31日(日)

＊本庁の窓口受付時間の短縮にあわせるもの

4 周知方法

広報まえばし3月号、5月号（予定）

（本庁の窓口受付時間短縮の広報記事掲載予定にあわせる）

ホームページなど